

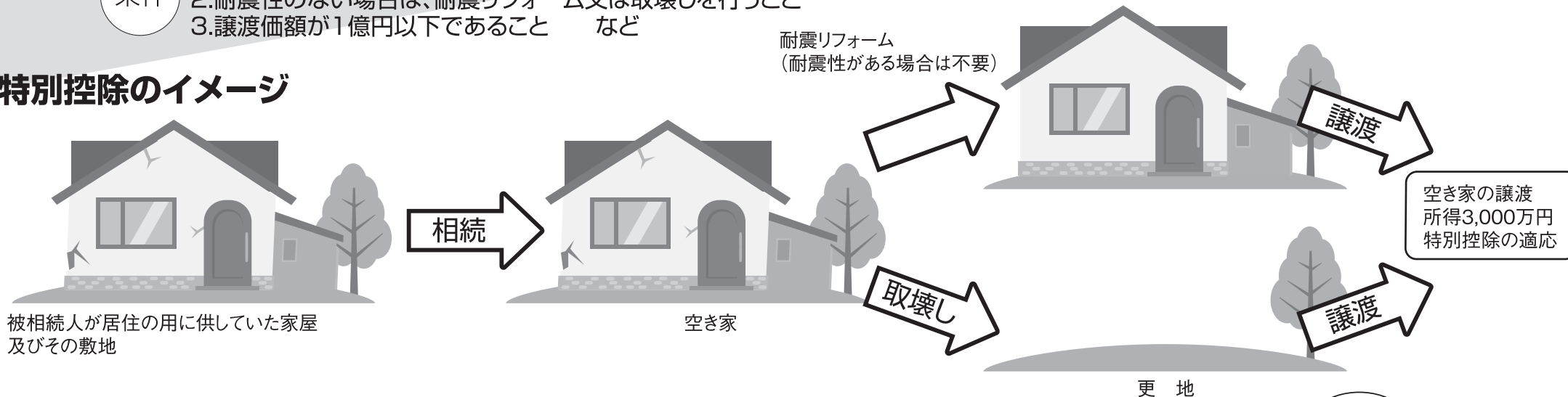
# 相続した空き家に困っていませんか？

空き家を譲渡すると、譲渡所得から3,000万円の特別控除が受けられる場合があります。

条件

- 1.平成28年4月1日から平成31年12月31日までに譲渡すること
- 2.耐震性のない場合は、耐震リフォーム又は取壊しを行うこと
- 3.譲渡価額が1億円以下であること など

## 特別控除のイメージ



【例】耐震性のない家屋を相続したAさん。誰も住むあてがないため、200万円をかけて家屋を取り壊し、取壊し後の土地を500万円で売ることになりました。このときAさんの**所得税・個人住民税は…**

**特別控除を受けた場合** : 0円

(譲渡所得から3,000万円控除)

**特別控除を受けない場合** : 55万円

こんなに  
違うんだ!



住宅を相続  
したけど、  
誰も住む予定が  
ないんだよねあ…

詳しくは、空き家相談窓口まで  
お問い合わせください。

空き家相談窓口

市町村	相談窓口	電話番号
松江市	建築指導課	0852-55-5099
浜田市	建築住宅課	0855-25-9632
出雲市	防災安全課	0853-21-6606
益田市	建築課	0856-31-0668
大田市	都市計画課	0854-83-8105
江津市	都市計画課	0855-52-2501
安来市	建築住宅課	0854-23-3233
雲南市	環境政策課	0854-40-1033
奥出雲町	地域振興課	0854-54-2524
飯南町	産業振興課	0854-76-2214
川本町	まちづくり推進課	0855-72-0634
美郷町	定住推進課	0855-75-1212
邑南町	危機管理課	0855-95-0810
津和野町	つわの暮らし推進課	0856-74-0092
吉賀町	総務課	0856-77-1111
海士町	環境整備課	08514-2-1827
西ノ島町	地域振興課	08514-7-8131
知夫村	観光振興課	08514-8-2211
隠岐の島町	定住対策課	08512-2-8570